別表1 (助成対象物品)

- (1)昇降設備として市販されている商品・製品とする。
- (2)貨物自動車で荷を積み卸す作業を行う時に使用するための商品・製品とし、床面から荷台あるいは荷の上部に安全に昇降ができるもの。
- (3)中古品およびレンタル品は助成対象としない。
- (4) 当協会が助成対象と認めるもの。

(5)例



※昇降グリップ(手すり)がある方が より安全です







別表2 (助成金額 等)

1台あたりの助成金額	1会員あたりの助成上限額
購入価格の2分の1(税別・千円未満切り捨て)	4万円
上限 5,000円	